（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第五条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第十二号中「単に」を削る。

第三十三条第四項中「教材並びに」を「教材、」に改め、「答案用紙」の下に「並びに修了証の写し」を加える。

第三十九条第十号及び第十一号並びに第四十二条第十号及び第十一号中「単に」を削る。

別記第八号様式、別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「印」を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十号中「及び」を「並びに」に改め、「第五十三条第一項第五号」の下に「及び第四項第四号」を加え、「単に」を削る。

第五十三条第四項に次の一号を加える。

四　修了証明書の写し

別記様式第五十中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

２　この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。

３　この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

第三条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	第二十七条第一項
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	第二十一条の四、第四十五条第十号及び第八十条の五

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	第二十七条第一項
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第二十一条の四及び第四十五条第十号